

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215	
地域名 (農林業センサスにおける地域内農業集落名)	衣川 南股地区 (檜原、大原、畦畑、河内、嚙味)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月30日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間地域であり、圃場も小区画で狭小な道路も多く、主要作物となっている水稻及びリンドウ等以外の作付けは困難である。(大原、畦畑)
- ・農業者全体の高齢化及び後継者不在により、管理困難となる可能性のある農地のさらなる増加が懸念される。(大原、畦畑、河内、嚙味)
- ・住民の減少による除草作業が負担になっている。
- ・イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害が増加している。(大原、畦畑)

【地域の基礎的データ】

- ・法人:1法人、個人担い手:9経営体
- ・主な生産品目…水稻、リンドウ、ピーマン、麦 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・引き続き水稻を主要作物としつつ、リンドウとの複合経営に取り組むなど、耕作地の継続的な利用、維持を図る。(大原、畦畑)
- ・今後も中山間地域等直接支払に取組み、持続的な農地の活用、保全に取り組む。
- ・「農産物を生産する農地」、「保全につとめる農地」、「畑地化する農地」など、地域内でのゾーニングについて合意が得られており、これに沿って営農を進める。(大原)
- ・耕作条件が悪く、担い手や後継者の確保が難しいことから、将来的には麦や放棄地にブルーベリーを栽培するなど、新しい農業に取り組む他、農用地以外の活用を目指す。また、放棄地にしだれ桃、桜を植えて交流人口や関係人口との交流の場にしていくなど、新しい取り組みを検討する。(河内)
- ・余剰となる農業機械や施設等があるかについて共有し、出し手と受け手で協力できる仕組みをつくる。(嚙味)
- ・後継者がいないことから、今現在やれる期間まで行う。(畦畑)
- ・基盤整備事業により、農地の集約と作業の効率化を図り受委託の条件を整える。(畦畑)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	337.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	337.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・中山間地域等直接支払の対象農用地を含む農振農用地内農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作が難しい区域又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。
- ・今後は、農用地が集積なっている地域を農業上の利用が行われる区域とし、耕作が難しい区域または林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。(畦畑)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・離農、規模縮小が生じた場合には、若い農業者や近隣の農業者を中心に集積、集約を図り、農業委員等と調整して農地中間管理機構を通じた貸借を進める。(大原)
- ・法面が大きいなど耕作条件が不利な地域においては、生産性を高めるため、畑地化促進事業を活用して進める。(大原、噌味)
- ・耕作条件が悪く、担い手や後継者の確保が難しいことから、将来的には麦や放棄地にブルーベリーを栽培するなど新しい農業に取り組む他、農用地以外の活用を目指す。(河内)
- ・農地がまとまっている区域は、基盤整備事業を行い農地中間管理機構を通じた受委託の移行をできるようにする。(畦畑)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・個別で管理困難となった場合は、原則として農地中間管理機構を活用し、段階的に農地を集約化する。(大原)
- ・農地がまとまっている区域は、基盤整備事業を行い農地中間管理機構を通じた受委託の移行をできるようにする。(畦畑)

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・営農を続けていく農地については、簡易な基盤整備による区画拡大のほか、暗渠排水などを行い、作業の効率化を図っていく。(大原、畦畑)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JA、県などの関係機関に相談しながら農作物の栽培技術の継承を行っていく。(大原)
- ・耕作条件が悪く、担い手や後継者の確保が難しいことから、将来的には麦や放棄地にブルーベリーを栽培するなど新しい農業に取り組む他、農用地以外の活用を目指す。(河内)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☒	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどによる被害が拡大しないよう、電気柵や防護柵を設置するとともに、被害状況を地域内で逐次提供し、有害鳥獣駆除や捕獲人材の育成などの対策を効果的に実施する。
- ②みどりの食糧戦略に準じて対応していく。対象米の販売額が向上することを望む。(河内)
補助等支援があれば検討していきたい。(畦畑)
- ③補助等支援があれば検討していきたい。ただし、ドローン防除についてはリンドウ圃場との調整が課題である。(河内)
- ⑤放棄地にブルーベリーの栽培等を検討する。(河内)
- ⑦今後も中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進める。
- ⑨耕作放棄地のおそれがある場所にしだれ桃、桜を植えて観光地にしていくなど検討する。(河内)